（消費生活協同組合法の一部改正）

第四十条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十条の七第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第七十一条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第七十三条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

（医療法の一部改正）

第四十一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の七中「第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項（第二号及び第七号から第九号まで」に改め、「（第二号及び第四号に係る部分に限る。）」を削る。

第五十六条の十六を次のように改める。

第五十六条の十六　削除

第五十六条の十七第二項中「前三条」を「第五十六条の十四及び第五十六条の十五」に、「第五十六条の十五」を「同条」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第四十二条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第七十三条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第七十七条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

第八十五条の十四を削る。

第八十五条の十五第二項中「前三条」を「前二条」に、「第八十五条の十三」を「前条」に改め、同条を第八十五条の十四とする。

（労働組合法の一部改正）

第四十三条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の十四」を「第十三条の十三」に改める。

第十三条の十四を削る。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四十四条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第六十九条中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

第八十二条の十七を次のように改める。

第八十二条の十七の六　削除

第八十二条の十七の七第二項中「前三条」を「第八十二条の十七の四及び第八十二条の十七の五」に、「第八十二条の十七の五」を「同条」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第四十五条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の六を削る。

第七十一条の七第二項中「前三条」を「前二条」に、「第七十一条の五」を「前条」に改め、同条を第七十一条の六とする。

第百十一条の二十三中「第七十一条の七」を「第七十一条の六」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第四十六条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十五第一項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第三十条の二十六の四第四項を削る。

第三十条の二十九中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第三十条の三十第二項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改める。

第四十三条の十三を次のように改める。

第四十三条の十三　削除

第四十三条の十四第二項中「前三条」を「第四十三条の十一及び第四十三条の十二」に、「第四十三条の十二」を「同条」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第四十七条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十条の十六を次のように改める。

第五十条の十六　削除

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第四十八条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を削る。

（生活保護法の一部改正）

第四十九条　生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項及び第七十七条第三項を削る。

別表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「第四項並びに」を削る。

（司法書士法の一部改正）

第五十条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の四第四項を削る。

第四十五条の三中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

第四十六条第三項中「第八百七十条（第二号及び第三号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第二号」に改め、同条第四項中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

（港湾法の一部改正）

第五十一条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の十六を削る。